

上越教育大学学生宿舎及び国際学生宿舎入居者心得

平成16年11月10日
学 生 委 員 会

改正 平成30年9月5日

入居者は、宿舎を良好な勉学と生活の場とするため、「上越教育大学学生居住施設規則」及び「上越教育大学学生宿舎及び国際学生宿舎入居者車両等要項」に規定することのほか、同学生居住施設規則第19条第2項に基づき定める次の事項を遵守しなければならない。

(居室)

- 1 防犯上の万全を期するため、居室の戸締まりを厳重にすること。
- 2 化学薬品等の危険物を持ち込まないこと。
- 3 許可を受けずに居室を交換し、又は目的外に使用しないこと。
- 4 楽器、ステレオ、テレビ、又はラジオ等の音量を大きくしたり、飲酒等による粗暴な行動によって、他人に迷惑をかけること。
- 5 他人をみだりに居室に入れないこと。
- 6 単身用居室においては、石油暖房器具、直火式の電気暖房器具及びカセットコンロ等を持ち込まないこと。ただし、ファン式電気暖房についてはこの限りでない。
- 7 備品等は、無断で居室外に移動しないこと。
- 8 居室（学生宿舎区域内含む。）でタバコを吸わないこと。
- 9 その他、学生の品位を汚すような行為をしないこと。

(共用の場所)

- 10 廊下・補食室等共用部分の電源を私用で使用しないこと。
- 11 避難経路確保等のため、廊下・補食室等共用部分に私物やゴミを置かないこと。
- 12 宿舎内の整理整頓に留意し、備品等を無断で移動しないこと。
- 13 学生宿舎区域内（居室含む。）でタバコを吸わないこと。
- 14 ゴミは必ず分別し、宿舎内に投棄又は放置せずゴミステーションに捨てること。
- 15 単身用学生宿舎においては、学生宿舎事務室等で許可を得た場合を除き、異性棟への出入りを禁止すること。
- 16 単身用学生宿舎においては、談話室、補食室、洗濯室の使用を午前7時から午後10時までとすること。
- 17 単身用学生宿舎においては、防犯のため学生証を玄関のカードリーダーに通し出入りすること。
- 18 非常時以外の非常口の出入り及び非常階段の使用を禁止すること。

- 19 国際学生宿舎においては、研修室、シャワー室の使用を午前7時から午後10時までとすること。

(宿舎及びその周辺)

- 20 廊下その他共用の場所及び宿舎の周辺に、許可なく看板を立て若しくは貼紙をし、又はビラその他のものを配布しないこと。
- 21 宿舎又はその周辺において、許可なく物品を販売し、その他営利行為を行い、又は勧誘等の行為を行わないこと。
- 22 宿舎又はその周辺で、ペット小動物等を飼育しないこと。
- 23 退去時には、自転車及び車両のタイヤを撤去すること。

(火災予防)

- 24 外出する際は、火の元を必ず確認すること。
- 25 ガス器具及び暖房器具の周辺には可燃物を置かないこと。
- 26 コンセントの周囲に埃をためないこと。
- 27 廊下、階段、非常口及びバルコニーは、非常時の避難通路になっているので物は絶対に置かないこと。
- 28 火災予防に留意し、宿舎周辺にあっても許可なく焚き火や花火をしないこと。

(その他留意事項)

- 29 貴重品は、各自の責任において管理すること。
- 30 盗難、火災、急患等が発生したときは、学生宿舎事務室又は警備室に通報するとともに、可能な限り応急措置を講ずること。
- 31 防災訓練及び防疫等の措置には積極的に協力すること。
- 32 宿舎の定期又は臨時に行う点検、修繕業務には積極的に協力すること。

附 記 (平成30年9月5日)

この心得は、平成31年4月1日から施行する。